

## 国の交付金等を受けて行う維持修繕業務 入札適正監視委員会設置要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、国の交付金等を受けて行う維持修繕業務にかかる入札適正監視委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設 置)

第2条 国の交付金等を受けて行う維持修繕業務の工事執行に際し、透明性、公平性、競争性を向上させた入札・調達制度を実施するため、入札適正監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 国の交付金等を受けて行う維持修繕業務にかかる入札・調達制度に関すること。
- (2) 国の交付金等を受けて行う維持修繕業務にかかる入札適正監視委員会に関すること。
- (3) その他、国の交付金等を受けて行う維持修繕業務にかかる入札・調達制度に関し必要な事項に関すること。

### (組 織)

第4条 委員会は、別表の職にある委員5人以内で組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名により選任する。
- 4 委員長は、委員会の会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員会の議事は、委員の合議により決するものとする。

### (庶 務)

第6条 委員会の庶務は、指定管理者が行う。

### (雜 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表 「国の交付金等を受けて行う維持修繕業務にかかる入札適正監視委員会 構成員」

| 職                             | 備 考  |
|-------------------------------|------|
| 神奈川県県土整備局建築住宅部公共住宅課 課長または副課長  | 1名   |
| 神奈川県県土整備局住宅営繕事務所 副所長または県営住宅部長 | 1名   |
| 学識経験者 (弁護士、会計士等)              | 1名以上 |
| 指定管理者                         | 1名   |